

2022（令和4）年度 第1回 木蓮会理事会議事録

日時：令和4年6月24日(金) 19:00～20:00

場所：地域交流センター

書記：高橋

出席：門屋会長、坂元、仲田、長尾、押岡、高橋

1. 報告事項

1) 会報の発送について

昨年度 3/31 に 2004 通を発送した。返送数はまだ確認できていないが、例年通り（100 通程度）と見込んでいる。今後、返送分の住所を削除し、総会案内の発送準備としていく。

2) 会費の入金状況について、未入会者への入会案内について

昨年度3月の入会率が61%、令和4年度現在の入会率は52%である。

昨年会費未納入の学生会員への入会案内を行い、54%→61%に増えているものの、依然入会率はコロナ前に比べると不良である。そこで、大学が在校生保護者宛てに成績表等発送する際に、入会案内も同封させてもらってはどうかとの意見があった。

→大学がどの時期に発送しているのか、同封が可能か今後確認していく。可能なことが確認できれば、新生以外の未入会者保護者を対象に入会案内を同封していく。新入生には会費納入期限後、未納入の学生会員に入会案内を配布していく。なお、木蓮会ファイルは新入生に初めて入会案内をする際のみ同封とし、在校生への発送は用紙のみとする（長3から角2封筒になると郵送費が負担となるため）。

3) 宮下さんの餞別について

5/31、長年用務係として大学整備等に貢献して下さった宮下氏が退職するにあたり、木蓮会から花束（¥5,000 相当）を贈呈した。当日は、門屋会長が木蓮会代表として宮下氏に花束を手渡した。その様子を写真に収めており、木蓮会会報に掲載していく予定である。

4) ホームカミングデイについて

6/18（土）にホームカミングデイが開催された。全体会では、地域交流センター長より木蓮会会長に挨拶の依頼がきていたが、会長の都合が合わず副会長に代行を呼びかけた。しかし、副会長らの出席が叶わなかったため、学内理事で木蓮会の紹介のPPTを作成し、ホームカミングデイ参加者らにPRを行った。作成したPPTの資料は、PRに活用できるため、新入生の入会案内と一緒に同封してはどうかとの意見があった。

→来年度に同封を検討していく。

2. 協議事項

1) 総会について

(1) 次回の総会開催方法について

令和4年度も総会・懇親会の開催を見送り、昨年同様ハガキによる総会案内としていくことで承認を得た。発送時期については、昨年は8月であったため同時期としたい所であるが、今年8月27、28日に日本看護研究学会第48回学術集会の主催を本学が担うことを踏まえ、少し時期をずらし9月発送とすることとした。今後総会資料およびハガキの作成作業を行っていく。

(2) 2022年度理事役員について

会計監査であった小西氏から県外異動した旨の報告があり、理事役員からはずれることとなった。会計監査補充のため昨年度まで会計であった押岡理事に会計監査に移ってもらうこととなった。また新た

2022（令和4）年度 第1回 木蓮会理事会議事録

な役員として、大学院修了生である県立中央病院臨床検査部の兵頭氏、短期大学第1期卒業生である本学教員の北川講師に声をかけてみることにする。

（3）連絡先の記載について

昨年の木蓮会総会で連絡先としてメールアドレスを記載してもらったため、その整理を行うアルバイトの手配を長尾理事が進めている。しかし、在校生の回答が多く STU メールが多いため、整理するアドレスは少なそうである。

→アルバイトの方には、加えて新卒生の住所の入力や会報返送された人の住所削除作業、総会ハガキのラベル打ちだしや貼り付けなどの作業をできる範囲で依頼していく。

（4）昨年の開催結果の公表について

昨年総会の回答数と結果について、ホームページでの公表がされていないため、公表作業を会長の方で進める。

2）理事役員の参加状況について

メーリングリストでの呼びかけに回答してくれる理事に限られている。変更が分かっている理事のメールアドレスは速やかにリスト登録をしておしていく。

3）ホームページについて

ワードプレスを使ったホームページの改装を会長が進めている。それにより、複数人でのホームページの更新がしやすくなる。

→活動報告や議事録が直接アップでき、リアルタイムでの活動を卒業生達に知らせることができる。

4）その他

・現在木蓮会が所有している PC の OS が Windows8 であり、今年末でサポートが切れることとなる。新たな PC、セキュリティソフト、プリンタ等の購入を進めていく。

・事務支援費について、理事会出席が1回程度の理事と常に出席している理事の支援費が一律で良いのかという意見があった。

→木蓮会施行細則 第11条から、1回出席したとしても当該業務^{*}を担っていない理事は事務支援費支給対象とはならないことを確認した。

※木蓮会施行細則 第11条 名簿管理業務、メーリングリスト管理業務、会報発行業務、総会開催業務、会計業務を本会正会員が担当した場合は事務支援費を支給する

次回理事会

10月頃開催予定

書記：坂元

場所：未定